

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 8 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 7 月 3 日

【会社名】 韓国投資証券株式会社  
(Korea Investment & Securities Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼最高経営責任者 金 成煥  
(Kim, Sung Hwan,  
Representative Director and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 大韓民国ソウル特別市永登浦区議事堂大路88  
(88, Uisadang-daero, Yeongdeungpo-gu, Seoul,  
the Republic of Korea)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善  
弁護士 奥村 文彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善  
弁護士 奥村 文彦

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【発行登録の対象とした  
募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 韓国投資証券株式会社第 6 回円貨社債 (2026) 170億円  
韓国投資証券株式会社第 7 回円貨社債 (2026) 93億円  
韓国投資証券株式会社第 8 回円貨社債 (2026) 97億円

【発行登録書の内容】

提出日	2026年 6 月12日
効力発生日	2026年 6 月22日
有効期限	2028年 6 月21日
発行登録番号	8 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 1,000億円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

注：本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段に解すべき場合を除き、「発行会社」または「当社」は韓国投資証券株式会社をいう。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

< 韓国投資証券株式会社第6回円貨社債（2026） >

以下は、韓国投資証券株式会社第6回円貨社債（2026）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	韓国投資証券株式会社第6回円貨社債（2026）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	170億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	170億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（%）	年2.72%
利払日	毎年1月13日および7月13日	償還期限	2028年7月13日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2026年7月3日	払込期日	2026年7月13日
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「振替機関」という。）	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名	住 所		
S M B C日興証券株式会社 (以下「主幹事会社」という。)	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号	17,000	本社債の発行総額は、発行会社と主幹事会社との間で2026年7月3日に調印された元引受契約に従い主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.35%に相当する金額である。

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行代理人・支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、本社債に関する社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年7月3日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人を代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 利息支払の方法

本社債の利息は2026年7月14日（その日を含む。）からこれを付し、毎年1月13日および7月13日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円により後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

## 償還の方法

### (1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年7月13日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

### (2) 税制上の理由による早期償還

( )韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（かかる変更または改正が本社債の発行日以降に効力を生じる場合に限る。）の結果、次回の利払日に、発行会社が追加額（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ( )発行会社が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2027年7月12日以前 本社債の金額の100.25%

2027年7月13日以降 本社債の金額の100.00%

発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、かつそのときに有効な韓国、その下部行政主体、それらの課税当局またはそれらの域内の課税当局の法令によって発行会社がかかる追加額の全額の支払いを禁じられている場合、発行会社は実務上可能な限り速やかに、ただし、いかなる場合も( )発行会社にかかる追加額の支払義務を生ぜしめた事由の発生日または( )かかる法令の発効日のいずれか遅い日から40日以内に、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を上記に定める償還価格で経過利息を付してかかる法令の制限に従って償還する。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の取締役2名が署名し、その償還予定期日とともに発行会社がかかる償還を行う権利を有しておりこれを選択するかまたはかかる償還を行う義務を負っている旨、および発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就したことを示す事実を記載した証明書、ならびに、発行会社が当該変更または改正により現在かかる追加額の支払義務を負っているかまたは将来かかる追加額の支払義務を負うこととなる旨および発

行会社がかかるとの償還の義務を負う場合には発行会社がかかるとの法令によりかかる追加額の支払いを禁じられている旨を述べる定評ある独立の法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、発行会社により償還予定期日より少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は東京営業日（下記「摘要 - 3 支払い - (口)」に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する証明書および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

### (3) 買入消却

発行会社は、公開市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れ、それらを保有し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関連業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

### 担 保

本社債には担保は付されない。

### 本社債の地位

本社債は、発行会社の下記「財務上の特約」に従う無担保の債務を構成し、本社債相互の間で優先することなく常に同順位である。適用ある法律に規定される例外を除き、また下記「財務上の特約」に従い、本社債における発行会社の支払義務は、現在および将来の発行会社のその他のすべての無担保かつ非劣後の負債および金銭債務と常に少なくとも同順位である。

### 財務上の特約

本社債が未償還である限り、発行会社は、いずれかの関連負債（以下に定義する。）を担保するためまたはいずれかの関連負債に関する保証もしくは補償を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入（未払込資本を含む。）の全部または一部の上に許可担保権（以下に定義する。）以外の本担保権（以下に定義する。）を設定せず、また存続させない。ただし、当該関連負債、保証もしくは補償を担保するために設定されているかもしくは存続しているのと同じの担保権または特別決議（下記「社債権者集会 - (3)」に定義する。）により承認されるその他の担保権を本社債に対して同時または事前に付する場合は、この限りでない。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集＜韓国投資証券株式会社第6回円貨社債（2026）＞」において、以下の用語は以下の意味を有する。

「許可担保権」とは、(a)本社債の発行日現在で存在している本担保権、(b)発行会社による資産もしくは財産の取得前から存在しているか、または当該取得を予定せず当該取得の前に締結された契約上の約束に基づいて当該取得後に発生する本担保権、(c)いずれかの資産または財産の購入価格またはその全部もしくは一部の建設、改良もしくは修繕に要する費用を調達する目的で発生しまたは引受けた関連負債を担保する当該資産または財産の上の本担保権（ただし、当該本担保権が当該資産または財産の取得またはその建設、改良もしくは修繕の完了と同時にまたはその後12か月以内に設定されることを条件とする。）、(d)発行会社自らまたは本子会社に対して負担する関連負債を担保する本担保権、(e)強行的な法的作用によってのみ生じる本担保権、ならびに(f)上記(a)ないし(e)のいずれかにより許可された本担保権により担保される関連負債の借換え、延長、更新または再調達により生じる本担保権（ただし、当該関連負債が増加せず、かつ、追加の財産により担保されないことを条件とする。）をいう。

「関連負債」とは、ボンド、ノート、ディベンチャー、ローン・ストックまたはその他の証券（ただし、疑義を避けるために付言すれば、一般的に譲渡性貸付証券と称される商品を除く。）の形態であるか、また

はそれらにより表章もしくは証される負債のうち、(a)韓国ウォン以外の通貨でその条項により支払いがなされるかまたは韓国ウォン以外の通貨により支払いを受ける権利を付与するもので、かつ(b)韓国国外のいずれかの証券取引所、店頭市場その他の証券市場において、建値され、上場され、もしくは取引されるか、またはそのように企図されるもの(疑義を避けるために付言すれば、日本国の金融商品取引法に基づき公募されるものを含む。)であって、(c)( )韓国の資産流動化に関する法律(またはその他の類似の韓国法)に基づく流動化計画に従って発行された証券、( )一般的に資産担保証券とみなされ、その条項により一定の期間内に金銭となる受取債権その他の金融資産(確定およびリボルビング型の双方を含む。)の分離されたプールのキャッシュ・フローによって主として履行される証券もしくは証書、( )韓国の金融投資サービスおよび資本市場法(以下「FSCMA」という。)において定義されるデリバティブ連動証券または( )デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引および上場デリバティブ取引を含むが、これらに限られない。)、株式もしくは社債等の証券の貸借取引(相対個別取引を含むが、これに限られない。)、買戻条件付取引ならびにデリバティブ取引口座に関する当座貸越取引から生じる負債にはあたらないものをいう。

「本担保権」とは、抵当権、負担、質権、リーエンまたはその他の担保権をいい、いずれかの法域の法律において上記のいずれかに類似するものを含むが、これらに限られない。

「本子会社」とは、いずれか特定の時点において、発行会社および/または一つ以上のその本子会社によって、直接的もしくは間接的に支配されているか、またはその発行済株式資本(または同等のもの)の50%超が実質的に所有されている会社をいう。ただし、集団投資スキーム(FSCMAに定義される。)および/または資産流動化取引における特別目的会社は、国内または国外で設立されたかを問わず、本子会社とはならない。ここで会社が他者によって「支配」されているとは、その他者が(直接的または間接的かを問わず、また株式資本の所有か、議決権の保有か、契約またはその他によるかを問わず)当該会社の取締役会またはその他の統治機関の構成員の全部または過半数を選任および/または解任する権限を有していること、あるいはその他、当該会社の業務および方針を支配しているかまたは支配する権限を有していることを意味する。

本「財務上の特約」に基づき担保権が本社債に対して付される場合、発行会社は、本「財務上の特約」および適用法令に従い、本社債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続を行うか、または行わせしめる。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、発行会社は、かかる担保権が本「財務上の特約」および適用法令に従って本社債権者のために適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用(上記の公告に関する費用を含む。)は、これを発行会社の負担とする。

## 社債権者集会

- (1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社のために行為する財務代理人に対して財務代理人の本店において請求する場合(かかる本社債権者は財務代理人に対して保有証明書(下記「摘要 - 2 債務不履行事由」に定義する。)を提示しなければならない。)、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対して社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する(その時点で未償還の)本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対してその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対して保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関(下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。)

に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集會に出席させ、当該集會においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集會の決議は、当該集會に出席し、当該集會において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集會において決議すべき事項の決定について、社債権者集會の決議により指名および委任される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集會の決議により指名および授權される社債権者集會の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
- (d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集會において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集會に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集會において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集會の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集會の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集會の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。

- (4) 本「社債権者集會」に従って行われたまたは行われたものとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集會に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集會」において、発行会社、その持株会社、その本子会社またはかかる持株会社の他の本子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集會は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集會」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに合意する。発行会社に対するかかる訴訟または手続は、かかる訴訟または手続を審理する韓国法上の管轄裁判所においてもこれを提起することができる。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として T M I 総合法律事務所を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒106-6123 東京都港区六本木六丁目10番1号に所在のある T M I 総合法律事務所のその時々々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそ

れを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任のかかる権限ある受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面により通知し、その旨を本社債権者に対して速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

## 摘 要

### 1 信用格付

本社債について、発行会社は、2026年7月3日付で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA-の格付を取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」の右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

### 2 債務不履行事由

以下に掲げる一つまたは複数の事由の発生は、債務不履行事由（以下、本社債についてそれぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 不払い：いずれかの本社債に関する利息または元金の支払期日から（利息の場合は）14日間または（元金の場合は）7日間支払いがなされない場合。
- (b) その他の義務違反：発行会社が本社債における発行会社の一つまたは複数のその他の義務を履行または遵守せず、かつ、かかる懈怠が治癒不能かまたはいずれかの本社債権者により財務代理人の本店において発行会社に対してかかる懈怠についての書面による最初の通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）がなされた後30日以内に治癒されない場合。
- (c) クロス・デフォルト：（ ）借入れもしくは調達した金銭に関する発行会社の現在もしくは将来の本社債以外の負債が、現実のもしくは潜在的な不履行、不履行事由もしくは同種の事由（表現の如何を問わない。）を理由として、所定の期限前に期限の利益を喪失する（またはかような宣言が可能となる）場合、（ ）かかる負債が、その期限もしくは場合により当初適用される支払猶予期間内に支払われない場合、または（ ）発行会社が、借入れもしくは調達した金銭に関する現在もしくは将来の保証

もしくは補償において発行会社が支払うべきいずれかの金額をその期限内に支払わない場合。ただし、本(c)における上記の一つまたは複数の事由が発生した当該負債、保証および補償の総額が20,000,000米ドルまたはその相当額(本(c)を適用する日のいずれかの主要銀行による当該通貨の米ドルに対する仲値に基づく。)以上である場合に限る。

- (d) 支払不能：発行会社が、支払不能もしくは破産となりまたはその債務を支払うことができない場合、発行会社の全部または重要な部分の(または特定の種類の)債務の支払いを停止もしくは一時停止するか、またはその虞がある場合、当該債務のいずれかについて、関連する債権者との間でまたはかかる債権者のために一般譲渡、債務再編または和解を提案するかまたは行う場合、あるいは、発行会社の全部もしくは一部の(または特定の種類の)債務についてまたはかかる債務に影響を及ぼすようなモラトリアムが合意もしくは宣言されるかまたは発効する場合。
- (e) 清算：発行会社またはその本子会社の清算、解散または会社管理手続について管理人が任命されるか、命令がなされるか、または有効な決議が行われる場合、発行会社が自らについて清算または会社管理手続命令を申請しまたは申立てる場合、あるいは発行会社はその事業もしくは業務の全部もしくは実質的に全部の遂行を停止するか、またはその取締役会の正式な行為によって停止する虞を生じさせる場合。いずれの場合においても、特別決議により承認された条件による再建、合併、再編、吸収合併または新設合併を目的として、それらが事後に行われる場合はこの限りでない。
- (f) 違法性：いずれかの本社債における発行会社の一つまたは複数の義務の履行または遵守が発行会社にとって違法であるかまたは将来に違法となる場合。
- (g) 類似の事由：管轄権を有する法律に基づき、上記に掲げるいずれかの事由と類似の効果をもたらす事由が生じる場合。

いずれの債務不履行事由の場合も、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して、当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより(かかる通知に際しては、当該通知を行う本社債権者の保有証明書を添えなければならない。)、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、財務代理人が発行会社のためにかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒された場合を除き、当該本社債は、更なる措置または手続を講ずることなく直ちに当該本社債の金額の100%でその日(その日を含む。)までの経過利息を付して支払われる。

(x)上記(b)ないし(g)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(y)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生する事態が生じた場合、発行会社は、直ちに(ただし、上記(y)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに)、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生したか、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

### 3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日(以下「東京営業日」という。)ではない場合、本社債権者は翌東京営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける権利を有さず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対して当該受領がなされた旨および支払方法ならびに支払日を公告す

る。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債の元金および利息の一切の支払いは、韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらの域内において、課され、賦課され、徴収され、源泉徴収されまたは査定されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課を課されることなく、また源泉徴収または控除をもされることなく、行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要な場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が必要とされなかったならば本社債権者により受取られたであろう金額を本社債権者が受取る結果となるように追加額（以下「追加額」という。）を支払わなければならない。ただし、本社債に関して、当該本社債の単なる保有以外の韓国との関連を有するために当該本社債に関して当該税金、賦課金その他の公租公課を課される保有者に対する支払いまたはかかる保有者を代理する第三者に対する支払いの場合、追加額は支払われない。
- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集＜韓国投資証券株式会社第6回円貨社債（2026）＞」において、元金または利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

#### 7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

#### 8 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされるかまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、( )かかる判決または命令のために日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と( )かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額

を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

## 9 合併制限等

- (イ) 発行会社は、他の法人に吸収合併されず、他の法人と新設合併せず、また他の法人に発行会社の全部または実質的に全部の財産および資産の売却、譲渡、移転またはリースをしてはならない。ただし、以下のすべてを満たす場合、この限りでない。
- (a) 発行会社を吸収合併する法人、新設合併により設立される法人または発行会社の全部もしくは実質的に全部の財産および資産を売却、譲渡もしくは移転により取得するかもしくはかかる財産および資産をリースする法人（以下「承継法人」という。）が韓国の法律に基づき設立され存続する法人であり、かつ、承継法人が、法的作用による包括承継として自動的に、または場合により明示的に、発行会社、承継法人および財務代理人により締結される一つまたは複数の追補契約により、本社債すべてに関する元金および利息の適正かつ遅滞なき支払い、ならびに発行会社の本社債および財務代理契約上のすべての誓約および義務の適正かつ遅滞なき履行を引受ける場合。
- (b) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生直後に、債務不履行事由および時の経過もしくは通知の付与またはその双方により債務不履行事由となる事由が発生および継続しない場合。
- (c) 発行会社および承継法人が本「摘要 - 9 合併制限等」により企図された取引に必要な適用ある法律のすべての要件を遵守している場合。
- (d) 発行会社が、財務代理人に対して、かかる取引が上記(a)、(b)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる発行会社の適式に授權された役職員1名により署名された証明書、ならびにかかる取引が上記(a)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる韓国の独立の法律顧問の意見書を交付している場合。
- (ロ) 上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」に従ったかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースにより、かかる承継法人は、本社債権者の同意を得ることなく、また、本社債権者のためのいかなる手続も要することなく（ただし、疑義を避けるために付言すれば、上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」および下記「摘要 - 9 合併制限等 - (ハ)」に服するものとする。）、あたかも元来本社債の発行会社および財務代理契約に基づく発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社を代替し、発行会社の本社債および財務代理契約に基づくあらゆる権利および権能を行使することができ、かつ発行会社の本社債および財務代理契約に基づくすべての義務に服し、発行会社は、本社債および財務代理契約に基づく債務者としての義務から免責される。
- (ハ) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースが発行会社の株主に対してその決議または承認を得るために提案されるときより前に（ただし、実務上可能かつ適法である場合に限り。）、さらにかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生後に、発行会社または場合により承継法人は、速やかに財務代理人に書面によりその旨通知し、かつ速やかに本社債に基づく発行会社のすべての義務の承継法人による承継または引受けを含む関連事項を本社債権者に対して公告する。本「摘要 - 9 合併制限等」の手続に必要な一切の費用は、発行会社または場合により承継法人が負担する。
- 上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」の上記証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

## 10 韓国における課税

以下の概要は、本書の日付現在有効な韓国税法以外の法律について説明することを意図したものではない。以下の韓国の税務上の考慮事項の概要は、次のいずれにも該当しない場合における有価証券の保有者に適用される。

- ・ 韓国の居住者
- ・ 韓国税法に基づく韓国の会社

- ・ 関連する韓国源泉所得が帰属するかまたはかかる関連する韓国源泉所得が実質的に関連している恒久的な施設または固定的な拠点（韓国法の定義による。以下「恒久的施設」という。）を通じて韓国国内における取引または事業に従事している者

韓国の居住者ではない個人または外国法人（以下「非居住者」という。）に対する課税は、当該非居住者が、韓国国内に恒久的施設を有しているまたは取得しているか否かにより異なる。韓国国内に恒久的施設を有さず、また取得していない非居住者に対する課税については、以下に記載される。韓国国内に恒久的施設を有する非居住者に対する課税には、別の規則が適用される。

韓国の租税特例制限法（以下「租税特例制限法」という。）では、発行会社が韓国国外で発行し、非居住者が所有する外貨建債券（本社債を含む。）に係る利息および一定の手数料に対する個人所得税および法人税は免除される。韓国の税務当局は、韓国税法のもとでは、債券の償還に係る割増金は、一定の状況下では利息収入とみなされるべきであるとの公式見解を発表した。2012年1月1日以降に発行された外貨建債券については、租税特例制限法に基づき、かかる債券が韓国国外で発行されている場合に限り利息は非課税である。この文脈における「韓国国外で発行された外貨建債券」の用語は、租税特例制限法では定義されていない。しかし、税務当局による公権的解釈では、租税特例制限法に基づく「海外発行」とは、非居住者が債券投資家である場合の外貨建債券の発行に関して海外で行われる、投資報告書の提出および受領、支払手続き、投資推奨、公募、私募、公募による売付け、引受、債券の勧誘および契約の締結などの一連の行為と定義されている。

韓国税法のもとでは、韓国国内に恒久的施設を有しない非居住者による別の非居住者に対する債券（本社債を含む。）の譲渡（かかる非居住者の韓国国内の恒久的施設に対するものである場合を除く。）による収益は、韓国の課税対象とはならない。さらに、韓国国外で行われた外貨建債券（本社債を含む。）の譲渡により非居住者が得た収益も、かかる債券の発行が租税特例制限法上の海外発行とみなされる場合には、租税特例制限法に基づき現在は課税対象とならない。

将来の法律の変更により、租税特例制限法に定める免税が廃止された場合は、上記の利息の支払いおよび収益に韓国の源泉徴収税が課せられる可能性がある。韓国と日本の間の所得税の二重課税回避および脱税防止に関する条約（以下「日韓租税条約」という。）では、日本の居住者に対する発行会社による利払いおよび追加的な支払い（利息収入とみなされる場合。）には、10%（地方所得税を含む。）を上限とする税率で源泉徴収税が課せられる。有価証券の譲渡収益に関する免税条件が満たされなかった場合には、韓国の個人所得税法または法人税法により、実現手取金総額の11%（地方所得税を含む。）または譲渡収益の22%（地方所得税を含む。）（取得費用および取引に係る一定の直接費用の満足のいく証拠の提出を要する。）のいずれか低い方に相当する金額に対して、所得税が課せられる。また、日韓租税条約によれば、一定の条件を満たす場合、債券の譲渡収益に係る租税は、譲渡者が居住する国においてのみ課せられる。

非居住者である譲渡者は、租税条約に基づく免税を受けるために、譲渡代金の受領前に譲渡者の居住国の管轄税務当局により発行された居住に関する証明書を添付した免税申請書を、韓国源泉所得の支払者に対して提出しなければならない。税の免除額が10億ウォン以上の場合（外国投資スキームを通じて国内源泉所得が支払われる場合、またはその国内源泉所得の実質所有者が、該当する租税条約の署名国の政府、地方政府または中央銀行を含む、企画財政部が定める租税条約の他方当事国の政府組織である場合を除く。）、非居住者はさらに、( )その取締役会構成員の氏名および住所、( )その株主の個人情報および現在の保有株式、ならびに( )過去3年間にかかる非居住者の居住地国の管轄税務当局に提出された監査報告書、税務申告書または財務書類（明細書を含む。）を韓国語訳とともに提出しなければならない。ただし、韓国源泉所得が海外投資ピークルを通じて非居住者の売主に支払われる場合、韓国の税法では、海外投資ピークルに対し、実質所有者から免税申請書および当該韓国源泉所得の実質所有者であることを証明する書類（実質所有者の居住証明書を含む。）を受け取り、実質所有者一覧表および実質所有者から取得した免税申請書とともに、当該韓国源泉所得の支払者へ海外投資ピークル報告書を転送することを義務付けている。海外投資ピークルとは、投資勧誘により集めた資金を投資対象の取得、処分またはその他投資により運用し、かかる運用益を投資家に分配する、韓国国外で組成された組織を意味する。2020年1月1日以降、韓国の法人所得税法に基づき当該海外投資ピークルが実質所有者とみなされる場合、前述の申請書および当該海外投資ピークルの居住証明書とともに、各国における投資家一覧を含む海外投資ピークル報告書を提出することが義務付けられている。かかる申請書は関連書類とともに、譲渡代金の最初の支払日の翌月の9日までに管轄税務署に

提出しなければならない。ただし、かかる証明は、上記の租税特例制限法を含む韓国税法に基づく免除請求には不要である。

さらに、適用ある租税条約に基づき、非居住者が利子および譲渡収益などの一定の韓国源泉所得に係る、条約上の軽減税率の適用を受けるためには、韓国税法により、一定の例外が適用される場合を除き、かかる非居住者（またはその代理人）は、非居住者がかかる韓国源泉所得を受領する前に、かかる韓国源泉所得の支払者に対して条約上の軽減税率に係る届出書（居住者証明書およびその他の関連書類を含む。）を提出しなければならない。韓国源泉所得が海外投資ビークルを通じて非居住者に支払われる場合、一定の例外に服するものとして、かかる投資ビークルは、かかる投資ビークルの実質所有者である各非居住者から免税申請書および/または条約上の軽減税率に係る届出書を取得し、かかる韓国源泉所得の支払者に対して、実質所有者リストを含む海外投資ビークル報告書とともに、かかる申請・届出書を提出しなければならない。2020年1月1日以降、韓国の法人所得税法に基づき当該海外投資ビークルが実質所有者とみなされる場合、前述の申請書および当該海外投資ビークルの居住証明書とともに、各国における投資家一覧を含む海外投資ビークル報告書を提出することが義務付けられている。源泉徴収義務者は、申請書および関連書類を受領した後、当該所得の支払日の翌年の2月末日までに（または、事業の一時停止または永久閉鎖の場合は、当該停止または閉鎖が発生した月の2か月後の月の末日までに）、当該申請書（海外投資ビークルへの所得の支払いの場合は、該当する海外投資ビークル報告書も併せて）を管轄の地方税務署に提出しなければならない。

非居住者が提出する免税申請書および/または条約上の軽減税率に係る届出書は、提出後3年間有効であり、申請・届出書に記載された情報について何らかの重要な変更が発生した場合には、かかる変更を反映した申請・届出書を新たに提出しなければならない。

相続税は、相続の発生時に被相続人が韓国国内に居住しているか、または韓国国内に相続財産を有している場合に課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が韓国国内に居住している場合、または贈与により韓国国内に所在する財産を取得する場合に課せられる（ただし、受贈者が非居住者の場合であっても、贈与財産が韓国国外に所在する場合を含め、贈与者が受贈者の親族である居住者の場合、韓国の贈与税が課せられる。）。相続税および贈与税は、相続財産または贈与財産の価値が一定の上限を超えている場合に課せられ、その税率は、当該財産の価値および当事者の身分に応じて10%から50%となる。現在、韓国は相続税または贈与税について租税条約を締結していない。

韓国の相続税および贈与税を決定する際に、韓国において設立された法人が発行した債券は、その実際の所在地または所有者にかかわらず、韓国国内に所在する財産とみなされる。

債券の保有者は、韓国で作成された一定の文書に係る名目的金額の印紙税を除き、債券の発行に関連していかなる印紙税、発行税または登録税も韓国において課せられない。債券の譲渡に有価証券取引税は課せられない。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

## 11 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

< 韓国投資証券株式会社第7回円貨社債(2026) >

以下は、韓国投資証券株式会社第7回円貨社債(2026)(以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	韓国投資証券株式会社第7回円貨社債(2026)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	93億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	93億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率(%)	年3.32%
利払日	毎年1月13日および7月13日	償還期限	2029年7月13日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2026年7月3日	払込期日	2026年7月13日
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報(もし可能であれば)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(下記「財務代理人とその職務」に定義する。)がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名	住 所		

S M B C日興証券株式会社 (以下「主幹事会社」という。) 	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 	9,300 	本 社 債 の 発 行 総 額 は、発行会社と主幹 事会社との間で2026 年7月3日に調印さ れた元引受契約に従 い主幹事会社により 買取引受けされ、一 般に募集される。主 幹事会社に対して支 払われる本社債の幹 事、引受けおよび販 売に係る手数料の合 計は、本社債の総額 の0.35%に相当する 金額である。
----------------------------------------	---------------------------	-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行代理人・支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、本社債に関する社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年7月3日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人を代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

#### 利息支払の方法

本社債の利息は2026年7月14日（その日を含む。）からこれを付し、毎年1月13日および7月13日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円により後払いする。本「利息支払の方法」にお

いて定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

## 償還の方法

### (1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年7月13日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

### (2) 税制上の理由による早期償還

( )韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（かかる変更または改正が本社債の発行日以降に効力を生じる場合に限る。）の結果、次回の利払日に、発行会社が追加額（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ( )発行会社が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社がかかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2027年7月12日以前	本社債の金額の100.50%
2027年7月13日から2028年7月12日まで	本社債の金額の100.25%
2028年7月13日以降	本社債の金額の100.00%

発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、かつそのときに有効な韓国、その下部行政主体、それらの課税当局またはそれらの域内の課税当局の法令によって発行会社がかかかる追加額の全額の支払いを禁じられている場合、発行会社は実務上可能な限り速やかに、ただし、いかなる場合も( )発行会社にかかかる追加額の支払義務を生ぜしめた事由の発生日または( )かかる法令の発効日のいずれか遅い日から40日以内に、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を上記に定める償還価格で経過利息を付してかかる法令の制限に従って償還する。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の取締役2名が署名し、その償還予定期日とともに発行会社がかかかる償還を行う権利を有しておりこれを選択するかまたはかかる償還を行う義務を負っている旨、および発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就したことを示す事実を記載した証明書、ならびに、発行会社が当該変更または改正により現在かかる追加額の支払義務を負っているかまたは将来かかる追加額の支払義務を負うこととなる旨および発行会社がかかかる償還の義務を負う場合には発行会社がかかかる法令によりかかる追加額の支払いを禁じられている旨を述べる定評ある独立の法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、発行会社により償還予定期日より少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は東京営業日（下記「摘要 - 3 支払い - (口)」に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する証明書および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

### (3) 買入消却

発行会社は、公開市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れ、それらを保有し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関係業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

### 担 保

本社債には担保は付されない。

### 本社債の地位

本社債は、発行会社の下記「財務上の特約」に従う無担保の債務を構成し、本社債相互の間で優先することなく常に同順位である。適用ある法律に規定される例外を除き、また下記「財務上の特約」に従い、本社債における発行会社の支払義務は、現在および将来の発行会社のその他のすべての無担保かつ非劣後の負債および金銭債務と常に少なくとも同順位である。

### 財務上の特約

本社債が未償還である限り、発行会社は、いずれかの関連負債（以下に定義する。）を担保するためまたはいずれかの関連負債に関する保証もしくは補償を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入（未払込資本を含む。）の全部または一部の上に許可担保権（以下に定義する。）以外の本担保権（以下に定義する。）を設定せず、また存続させない。ただし、当該関連負債、保証もしくは補償を担保するために設定されているかもしくは存続しているの同一の担保権または特別決議（下記「社債権者集会 - (3)」に定義する。）により承認されるその他の担保権を本社債に対して同時または事前に付する場合は、この限りでない。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集＜韓国投資証券株式会社第7回円貨社債（2026）＞」において、以下の用語は以下の意味を有する。

「許可担保権」とは、(a)本社債の発行日現在で存在している本担保権、(b)発行会社による資産もしくは財産の取得前から存在しているか、または当該取得を予定せず当該取得の前に締結された契約上の約束に基づいて当該取得後に発生する本担保権、(c)いずれかの資産または財産の購入価格またはその全部もしくは一部の建設、改良もしくは修繕に要する費用を調達する目的で発生しまたは引受けた関連負債を担保する当該資産または財産の上の本担保権（ただし、当該本担保権が当該資産または財産の取得またはその建設、改良もしくは修繕の完了と同時にまたはその後12か月以内に設定されることを条件とする。）、(d)発行会社自らまたは本子会社に対して負担する関連負債を担保する本担保権、(e)強行的な法の作用によってのみ生じる本担保権、ならびに(f)上記(a)ないし(e)のいずれかにより許可された本担保権により担保される関連負債の借換え、延長、更新または再調達により生じる本担保権（ただし、当該関連負債が増加せず、かつ、追加の財産により担保されないことを条件とする。）をいう。

「関連負債」とは、ボンド、ノート、ディベンチャー、ローン・ストックまたはその他の証券（ただし、疑義を避けるために付言すれば、一般的に譲渡性貸付証書と称される商品を除く。）の形態であるか、またはそれらにより表章もしくは証される負債のうち、(a)韓国ウォン以外の通貨でその条項により支払いがなされるかまたは韓国ウォン以外の通貨により支払いを受ける権利を付与するもので、かつ(b)韓国国外のいずれ

かの証券取引所、店頭市場その他の証券市場において、建値され、上場され、もしくは取引されるか、またはそのように企図されるもの（疑義を避けるために付言すれば、日本国の金融商品取引法に基づき公募されるものを含む。）であって、(c)( )韓国の資産流動化に関する法律（またはその他の類似の韓国法）に基づく流動化計画に従って発行された証券、( )一般的に資産担保証券とみなされ、その条項により一定の期間内に金銭となる受取債権その他の金融資産（確定およびリボルビング型の双方を含む。）の分離されたプールのキャッシュ・フローによって主として履行される証券もしくは証書、( )韓国の金融投資サービスおよび資本市場法（以下「FSCMA」という。）において定義されるデリバティブ連動証券または( )デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引および上場デリバティブ取引を含むが、これらに限られない。）、株式もしくは社債等の証券の貸借取引（相対個別取引を含むが、これに限られない。）、買戻条件付取引ならびにデリバティブ取引口座に関する当座貸越取引から生じる負債にはあたらないものをいう。

「本担保権」とは、抵当権、負担、質権、リーエンまたはその他の担保権をいい、いずれかの法域の法律において上記のいずれかに類似するものを含むが、これらに限られない。

「本子会社」とは、いずれか特定の時点において、発行会社および/または一つ以上のその本子会社によって、直接的もしくは間接的に支配されているか、またはその発行済株式資本（または同等のもの）の50%超が実質的に所有されている会社をいう。ただし、集団投資スキーム（FSCMAに定義される。）および/または資産流動化取引における特別目的会社は、国内または国外で設立されたかを問わず、本子会社とはならない。ここで会社が他者によって「支配」されているとは、その他者が（直接的または間接的かを問わず、また株式資本の所有か、議決権の保有か、契約またはその他によるかを問わず）当該会社の取締役会またはその他の統治機関の構成員の全部または過半数を選任および/または解任する権限を有していること、あるいはその他、当該会社の業務および方針を支配しているかまたは支配する権限を有していることを意味する。

本「財務上の特約」に基づき担保権が本社債に対して付される場合、発行会社は、本「財務上の特約」および適用法令に従い、本社債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続を行うか、または行わせしめる。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、発行会社は、かかる担保権が本「財務上の特約」および適用法令に従って本社債権者のために適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用（上記の公告に関する費用を含む。）は、これを発行会社の負担とする。

## 社債権者集会

(1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社のために行う財務代理人に対して財務代理人の本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対して保有証明書（下記「摘要 - 2 債務不履行事由」に定義する。）を提示しなければならない。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対して社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対してその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対して保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および委任される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授権される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
- (d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。

- (4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたものとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社、その持株会社、その本子会社またはかかる持株会社の他の本子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに合意する。発行会社に対するかかる訴訟または手続は、かかる訴訟または手続を審理する韓国法上の管轄裁判所においてもこれを提起することができる。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人としてT M I 総合法律事務所を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒106-6123東京都港区六本木六丁目10番1号に所在のあるT M I 総合法律事務所のその時々々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能

な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任のかかる権限ある受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面により通知し、その旨を本社債権者に対して速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

## 摘 要

### 1 信用格付

本社債について、発行会社は、2026年7月3日付で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA-の格付を取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」の右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

### 2 債務不履行事由

以下に掲げる一つまたは複数の事由の発生は、債務不履行事由（以下、本社債についてそれぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 不払い：いずれかの本社債に関する利息または元金の支払期日から（利息の場合は）14日間または（元金の場合は）7日間支払いがなされない場合。
- (b) その他の義務違反：発行会社が本社債における発行会社の一つまたは複数のその他の義務を履行または遵守せず、かつ、かかる懈怠が治癒不能かまたはいずれかの本社債権者により財務代理人の本店において発行会社に対してかかる懈怠についての書面による最初の通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）がなされた後30日以内に治癒されない場合。
- (c) クロス・デフォルト：（ ）借入れもしくは調達した金銭に関する発行会社の現在もしくは将来の本社債以外の負債が、現実のもしくは潜在的な不履行、不履行事由もしくは同種の事由（表現の如何を問わない。）を理由として、所定の期限前に期限の利益を喪失する（またはかような宣言が可能となる）場合、（ ）かかる負債が、その期限もしくは場合により当初適用される支払猶予期間内に支払われない場合、または（ ）発行会社が、借入れもしくは調達した金銭に関する現在もしくは将来の保証もしくは補償において発行会社が支払うべきいずれかの金額をその期限に支払わない場合。ただし、本(c)における上記の一つまたは複数の事由が発生した当該負債、保証および補償の総額が

20,000,000米ドルまたはその相当額（本(c)を適用する日のいずれかの主要銀行による当該通貨の米ドルに対する仲値に基づく。）以上である場合に限る。

- (d) 支払不能：発行会社が、支払不能もしくは破産となりまたはその債務を支払うことができない場合、発行会社の全部または重要な部分の（または特定の種類の）債務の支払いを停止もしくは一時停止するか、またはその虞がある場合、当該債務のいずれかについて、関連する債権者との間でまたはかかる債権者のために一般譲渡、債務再編または和解を提案するかまたは行う場合、あるいは、発行会社の全部もしくは一部の（または特定の種類の）債務についてまたはかかる債務に影響を及ぼすようなモラトリアムが合意もしくは宣言されるかまたは発効する場合。
- (e) 清算：発行会社またはその本子会社の清算、解散または会社管理手続について管理人が任命されるか、命令がなされるか、または有効な決議が行われる場合、発行会社が自らについて清算または会社管理手続命令を申請または申立てる場合、あるいは発行会社はその事業もしくは業務の全部もしくは実質的に全部の遂行を停止するか、またはその取締役会の正式な行為によって停止する虞を生じさせる場合。いずれの場合においても、特別決議により承認された条件による再建、合併、再編、吸収合併または新設合併を目的として、それらが事後に行われる場合はこの限りでない。
- (f) 違法性：いずれかの本社債における発行会社の一つまたは複数の義務の履行または遵守が発行会社にとって違法であるかまたは将来に違法となる場合。
- (g) 類似の事由：管轄権を有する法律に基づき、上記に掲げるいずれかの事由と類似の効果をもたらす事由が生じる場合。

いずれの債務不履行事由の場合も、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して、当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより（かかる通知に際しては、当該通知を行う本社債権者の保有証明書を添えなければならない。）、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、財務代理人が発行会社のためにかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒された場合を除き、当該本社債は、更なる措置または手続を講ずることなく直ちに当該本社債の金額の100%でその日（その日を含む。）までの経過利息を付して支払われる。

(x) 上記(b)ないし(g)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(y)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生する事態が生じた場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記(y)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生したか、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

### 3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日（以下「東京営業日」という。）ではない場合、本社債権者は翌東京営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける権利を有さず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対して当該受領がなされた旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払

日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債の元金および利息の一切の支払いは、韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらの域内において、課され、賦課され、徴収され、源泉徴収されまたは査定されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課を課されることなく、また源泉徴収または控除をもされることなく、行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要な場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が必要とされなかったならば本社債権者により受取られたであろう金額を本社債権者が受取る結果となるように追加額（以下「追加額」という。）を支払わなければならない。ただし、本社債に関して、当該本社債の単なる保有以外の韓国との関連を有するために当該本社債に関して当該税金、賦課金その他の公租公課を課される保有者に対する支払いまたはかかる保有者を代理する第三者に対する支払いの場合、追加額は支払われない。
- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集＜韓国投資証券株式会社第7回円貨社債（2026）＞」において、元金または利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 6 時効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

#### 7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

#### 8 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされるかまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、( )かかる判決または命令のために日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と( )かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別

個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

## 9 合併制限等

- (イ) 発行会社は、他の法人に吸収合併されず、他の法人と新設合併せず、また他の法人に発行会社の全部または実質的に全部の財産および資産の売却、譲渡、移転またはリースをしてはならない。ただし、以下のすべてを満たす場合、この限りでない。
- (a) 発行会社を吸収合併する法人、新設合併により設立される法人または発行会社の全部もしくは実質的に全部の財産および資産を売却、譲渡もしくは移転により取得するかもしくはかかる財産および資産をリースする法人（以下「承継法人」という。）が韓国の法律に基づき設立され存続する法人であり、かつ、承継法人が、法の作用による包括承継として自動的に、または場合により明示的に、発行会社、承継法人および財務代理人により締結される一つまたは複数の追補契約により、本社債すべてに関する元金および利息の適正かつ遅滞なき支払い、ならびに発行会社の本社債および財務代理契約上のすべての誓約および義務の適正かつ遅滞なき履行を引受ける場合。
- (b) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生直後に、債務不履行事由および時の経過もしくは通知の付与またはその双方により債務不履行事由となる事由が発生および継続しない場合。
- (c) 発行会社および承継法人が本「摘要 - 9 合併制限等」により企図された取引に必要な適用ある法律のすべての要件を遵守している場合。
- (d) 発行会社が、財務代理人に対して、かかる取引が上記(a)、(b)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる発行会社の適式に授権された役職員1名により署名された証明書、ならびにかかる取引が上記(a)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる韓国の独立の法律顧問の意見書を交付している場合。
- (ロ) 上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」に従ったかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースにより、かかる承継法人は、本社債権者の同意を得ることなく、また、本社債権者のためのいかなる手続も要することなく（ただし、疑義を避けるために付言すれば、上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」および下記「摘要 - 9 合併制限等 - (ハ)」に服するものとする。）、あたかも元来本社債の発行会社および財務代理契約に基づく発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社を代替し、発行会社の本社債および財務代理契約に基づくあらゆる権利および権能を行使することができ、かつ発行会社の本社債および財務代理契約に基づくすべての義務に服し、発行会社は、本社債および財務代理契約に基づく債務者としての義務から免責される。
- (ハ) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースが発行会社の株主に対してその決議または承認を得るために提案されるときより前に（ただし、実務上可能かつ適法である場合に限る。）、さらにかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生後に、発行会社または場合により承継法人は、速やかに財務代理人に書面によりその旨通知し、かつ速やかに本社債に基づく発行会社のすべての義務の承継法人による承継または引受けを含む関連事項を本社債権者に対して公告する。本「摘要 - 9 合併制限等」の手続に必要な一切の費用は、発行会社または場合により承継法人が負担する。
- 上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」の上記証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

## 10 韓国における課税

以下の概要は、本書の日付現在有効な韓国税法以外の法律について説明することを意図したものではない。以下の韓国の税務上の考慮事項の概要は、次のいずれにも該当しない場合における有価証券の保有者に適用される。

- ・ 韓国の居住者
- ・ 韓国税法に基づく韓国の会社

- ・ 関連する韓国源泉所得が帰属するかまたはかかる関連する韓国源泉所得が実質的に関連している恒久的な施設または固定的な拠点（韓国法の定義による。以下「恒久的施設」という。）を通じて韓国国内における取引または事業に従事している者

韓国の居住者ではない個人または外国法人（以下「非居住者」という。）に対する課税は、当該非居住者が、韓国国内に恒久的施設を有しているまたは取得しているか否かにより異なる。韓国国内に恒久的施設を有さず、また取得していない非居住者に対する課税については、以下に記載される。韓国国内に恒久的施設を有する非居住者に対する課税には、別の規則が適用される。

韓国の租税特例制限法（以下「租税特例制限法」という。）では、発行会社が韓国国外で発行し、非居住者が所有する外貨建債券（本社債を含む。）に係る利息および一定の手数料に対する個人所得税および法人税は免除される。韓国の税務当局は、韓国税法のもとでは、債券の償還に係る割増金は、一定の状況下では利息収入とみなされるべきであるとの公式見解を発表した。2012年1月1日以降に発行された外貨建債券については、租税特例制限法に基づき、かかる債券が韓国国外で発行されている場合に限り利息は非課税である。この文脈における「韓国国外で発行された外貨建債券」の用語は、租税特例制限法では定義されていない。しかし、税務当局による公権的解釈では、租税特例制限法に基づく「海外発行」とは、非居住者が債券投資家である場合の外貨建債券の発行に関して海外で行われる、投資報告書の提出および受領、支払手続き、投資推奨、公募、私募、公募による売付け、引受、債券の勧誘および契約の締結などの一連の行為と定義されている。

韓国税法のもとでは、韓国国内に恒久的施設を有しない非居住者による別の非居住者に対する債券（本社債を含む。）の譲渡（かかる非居住者の韓国国内の恒久的施設に対するものである場合を除く。）による収益は、韓国の課税対象とはならない。さらに、韓国国外で行われた外貨建債券（本社債を含む。）の譲渡により非居住者が得た収益も、かかる債券の発行が租税特例制限法上の海外発行とみなされる場合には、租税特例制限法に基づき現在は課税対象とならない。

将来の法律の変更により、租税特例制限法に定める免税が廃止された場合は、上記の利息の支払いおよび収益に韓国の源泉徴収税が課せられる可能性がある。韓国と日本の間の所得税の二重課税回避および脱税防止に関する条約（以下「日韓租税条約」という。）では、日本の居住者に対する発行会社による利払いおよび追加的な支払い（利息収入とみなされる場合。）には、10%（地方所得税を含む。）を上限とする税率で源泉徴収税が課せられる。有価証券の譲渡収益に関する免税条件が満たされなかった場合には、韓国の個人所得税法または法人税法により、実現手取金総額の11%（地方所得税を含む。）または譲渡収益の22%（地方所得税を含む。）（取得費用および取引に係る一定の直接費用の満足のいく証拠の提出を要する。）のいずれか低い方に相当する金額に対して、所得税が課せられる。また、日韓租税条約によれば、一定の条件を満たす場合、債券の譲渡収益に係る租税は、譲渡者が居住する国においてのみ課せられる。

非居住者である譲渡者は、租税条約に基づく免税を受けるために、譲渡代金の受領前に譲渡者の居住国の管轄税務当局により発行された居住に関する証明書を添付した免税申請書を、韓国源泉所得の支払者に対して提出しなければならない。税の免除額が10億ウォン以上の場合（外国投資スキームを通じて国内源泉所得が支払われる場合、またはその国内源泉所得の実質所有者が、該当する租税条約の署名国の政府、地方政府または中央銀行を含む、企画財政部が定める租税条約の他方当事国の政府組織である場合を除く。）、非居住者はさらに、( )その取締役会構成員の氏名および住所、( )その株主の個人情報および現在の保有株式、ならびに( )過去3年間にかかる非居住者の居住地国の管轄税務当局に提出された監査報告書、税務申告書または財務書類（明細書を含む。）を韓国語訳とともに提出しなければならない。ただし、韓国源泉所得が海外投資ピークルを通じて非居住者の売主に支払われる場合、韓国の税法では、海外投資ピークルに対し、実質所有者から免税申請書および当該韓国源泉所得の実質所有者であることを証明する書類（実質所有者の居住証明書を含む。）を受け取り、実質所有者一覧表および実質所有者から取得した免税申請書とともに、当該韓国源泉所得の支払者へ海外投資ピークル報告書を転送することを義務付けている。海外投資ピークルとは、投資勧誘により集めた資金を投資対象の取得、処分またはその他投資により運用し、かかる運用益を投資家に分配する、韓国国外で組成された組織を意味する。2020年1月1日以降、韓国の法人所得税法に基づき当該海外投資ピークルが実質所有者とみなされる場合、前述の申請書および当該海外投資ピークルの居住証明書とともに、各国における投資家一覧を含む海外投資ピークル報告書を提出することが義務付けられている。かかる申請書は関連書類とともに、譲渡代金の最初の支払日の翌月の9日までに管轄税務署に

提出しなければならない。ただし、かかる証明は、上記の租税特例制限法を含む韓国税法に基づく免除請求には不要である。

さらに、適用ある租税条約に基づき、非居住者が利子および譲渡収益などの一定の韓国源泉所得に係る、条約上の軽減税率の適用を受けるためには、韓国税法により、一定の例外が適用される場合を除き、かかる非居住者（またはその代理人）は、非居住者がかかる韓国源泉所得を受領する前に、かかる韓国源泉所得の支払者に対して条約上の軽減税率に係る届出書（居住者証明書およびその他の関連書類を含む。）を提出しなければならない。韓国源泉所得が海外投資ビークルを通じて非居住者に支払われる場合、一定の例外に服するものとして、かかる投資ビークルは、かかる投資ビークルの実質所有者である各非居住者から免税申請書および/または条約上の軽減税率に係る届出書を取得し、かかる韓国源泉所得の支払者に対して、実質所有者リストを含む海外投資ビークル報告書とともに、かかる申請・届出書を提出しなければならない。2020年1月1日以降、韓国の法人所得税法に基づき当該海外投資ビークルが実質所有者とみなされる場合、前述の申請書および当該海外投資ビークルの居住証明書とともに、各国における投資家一覧を含む海外投資ビークル報告書を提出することが義務付けられている。源泉徴収義務者は、申請書および関連書類を受領した後、当該所得の支払日の翌年の2月末日までに（または、事業の一時停止または永久閉鎖の場合は、当該停止または閉鎖が発生した月の2か月後の月の末日までに）、当該申請書（海外投資ビークルへの所得の支払いの場合は、該当する海外投資ビークル報告書も併せて）を管轄の地方税務署に提出しなければならない。

非居住者が提出する免税申請書および/または条約上の軽減税率に係る届出書は、提出後3年間有効であり、申請・届出書に記載された情報について何らかの重要な変更が発生した場合には、かかる変更を反映した申請・届出書を新たに提出しなければならない。

相続税は、相続の発生時に被相続人が韓国国内に居住しているか、または韓国国内に相続財産を有している場合に課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が韓国国内に居住している場合、または贈与により韓国国内に所在する財産を取得する場合に課せられる（ただし、受贈者が非居住者の場合であっても、贈与財産が韓国国外に所在する場合を含め、贈与者が受贈者の親族である居住者の場合、韓国の贈与税が課せられる。）。相続税および贈与税は、相続財産または贈与財産の価値が一定の上限を超えている場合に課せられ、その税率は、当該財産の価値および当事者の身分に応じて10%から50%となる。現在、韓国は相続税または贈与税について租税条約を締結していない。

韓国の相続税および贈与税を決定する際に、韓国において設立された法人が発行した債券は、その実際の所在地または所有者にかかわらず、韓国国内に所在する財産とみなされる。

債券の保有者は、韓国で作成された一定の文書に係る名目的金額の印紙税を除き、債券の発行に関連していかなる印紙税、発行税または登録税も韓国において課せられない。債券の譲渡に有価証券取引税は課せられない。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

## 11 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

< 韓国投資証券株式会社第 8 回円貨社債 ( 2026 ) >

以下は、韓国投資証券株式会社第 8 回円貨社債 ( 2026 ) ( 以下「本社債」という。 ) について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	韓国投資証券株式会社第 8 回円貨社債 ( 2026 ) (注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	97億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	97億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率 ( % )	年3.80%
利払日	毎年 1 月13日および 7 月13日 (ただし、最終の利払日は 2031年 7 月11日)	償還期限	2031年 7 月11日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2026年 7 月 3 日	払込期日	2026年 7 月13日
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律 ( 平成13年法律第75号。その後の改正を含む。 ) ( 以下「振替法」という。 ) が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関 ( 下記「振替機関」に定義する。 ) が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等 ( 以下「振替機関業務規程等」と総称する。 ) に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 ( 以下「振替機関」という。 )	東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報 ( もし可能であれば ) ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各 1 回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人 ( 下記「財務代理人とその職務」に定義する。 ) がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 ( 百万円 )	元引受けの条件
会 社 名	住 所		

S M B C日興証券株式会社 (以下「主幹事会社」という。) 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号	9,700	本 社 債 の 発 行 総 額 は、発行会社と主幹 事会社との間で2026 年7月3日に調印さ れた元引受契約に従 い主幹事会社により 買取引受けされ、一 般に募集される。主 幹事会社に対して支 払われる本社債の幹 事、引受けおよび販 売に係る手数料の合 計は、本社債の総額 の0.35%に相当する 金額である。
-------------------------------------------------------------	-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行代理人・支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、本社債に関する社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年7月3日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人を代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

#### 利息支払の方法

本社債の利息は2026年7月14日（その日を含む。）からこれを付し、毎年1月13日および7月13日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円により後払いする。ただし、最終の利息は、2031年1月14日（その日を含む。）から2031年7月11日（その日を含む。）までの期間について、2031年7

月11日に支払う。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

## 償還の方法

### (1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2031年7月11日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

### (2) 税制上の理由による早期償還

( )韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（かかる変更または改正が本社債の発行日以降に効力を生じる場合に限る。）の結果、次の利払日に、発行会社が追加額（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ( )発行会社が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2027年7月12日以前	本社債の金額の101.00%
2027年7月13日から2028年7月12日まで	本社債の金額の100.75%
2028年7月13日から2029年7月12日まで	本社債の金額の100.50%
2029年7月13日から2030年7月12日まで	本社債の金額の100.25%
2030年7月13日以降	本社債の金額の100.00%

発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、かつそのときに有効な韓国、その下部行政主体、それらの課税当局またはそれらの域内の課税当局の法令によって発行会社がかかる追加額の全額の支払いを禁じられている場合、発行会社は実務上可能な限り速やかに、ただし、いかなる場合も( )発行会社にかかる追加額の支払義務を生ぜしめた事由の発生日または( )かかる法令の発効日のいずれか遅い日から40日以内に、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を上記に定める償還価格で経過利息を付してかかる法令の制限に従って償還する。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の取締役2名が署名し、その償還予定期日とともに発行会社がかかる償還を行う権利を有しておりこれを選択するかまたはかかる償還を行う義務を負っている旨、および発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就したことを示す事実を記載した証明書、ならびに、発行会社が当該変更または改正により現在かかる追加額の支払義務を負っているかまたは将来かかる追加額の支払義務を負うこととなる旨および発

行会社がかかるとの償還の義務を負う場合には発行会社がかかるとの法令によりかかる追加額の支払いを禁じられている旨を述べる定評ある独立の法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、発行会社により償還予定期日より少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は東京営業日（下記「摘要 - 3 支払い - (口)」に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する証明書および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

### (3) 買入消却

発行会社は、公開市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れ、それらを保有し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関連業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

### 担 保

本社債には担保は付されない。

### 本社債の地位

本社債は、発行会社の下記「財務上の特約」に従う無担保の債務を構成し、本社債相互の間で優先することなく常に同順位である。適用ある法律に規定される例外を除き、また下記「財務上の特約」に従い、本社債における発行会社の支払義務は、現在および将来の発行会社のその他のすべての無担保かつ非劣後の負債および金銭債務と常に少なくとも同順位である。

### 財務上の特約

本社債が未償還である限り、発行会社は、いずれかの関連負債（以下に定義する。）を担保するためまたはいずれかの関連負債に関する保証もしくは補償を担保するために、発行会社の現在または将来の事業、資産または収入（未払込資本を含む。）の全部または一部の上に許可担保権（以下に定義する。）以外の本担保権（以下に定義する。）を設定せず、また存続させない。ただし、当該関連負債、保証もしくは補償を担保するために設定されているかもしくは存続しているのと同じの担保権または特別決議（下記「社債権者集会 - (3)」に定義する。）により承認されるその他の担保権を本社債に対して同時または事前に付する場合は、この限りでない。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集＜韓国投資証券株式会社第8回円貨社債（2026）＞」において、以下の用語は以下の意味を有する。

「許可担保権」とは、(a)本社債の発行日現在で存在している本担保権、(b)発行会社による資産もしくは財産の取得前から存在しているか、または当該取得を予定せず当該取得の前に締結された契約上の約束に基づいて当該取得後に発生する本担保権、(c)いずれかの資産または財産の購入価格またはその全部もしくは一部の建設、改良もしくは修繕に要する費用を調達する目的で発生しまたは引受けた関連負債を担保する当該資産または財産の上の本担保権（ただし、当該本担保権が当該資産または財産の取得またはその建設、改良もしくは修繕の完了と同時にまたはその後12か月以内に設定されることを条件とする。）、(d)発行会社自らまたは本子会社に対して負担する関連負債を担保する本担保権、(e)強行的な法的作用によってのみ生じる本担保権、ならびに(f)上記(a)ないし(e)のいずれかにより許可された本担保権により担保される関連負債の借換え、延長、更新または再調達により生じる本担保権（ただし、当該関連負債が増加せず、かつ、追加の財産により担保されないことを条件とする。）をいう。

「関連負債」とは、ボンド、ノート、ディベンチャー、ローン・ストックまたはその他の証券（ただし、疑義を避けるために付言すれば、一般的に譲渡性貸付証券と称される商品を除く。）の形態であるか、また

はそれらにより表章もしくは証される負債のうち、(a)韓国ウォン以外の通貨でその条項により支払いがなされるかまたは韓国ウォン以外の通貨により支払いを受ける権利を付与するもので、かつ(b)韓国国外のいずれかの証券取引所、店頭市場その他の証券市場において、建値され、上場され、もしくは取引されるか、またはそのように企図されるもの(疑義を避けるために付言すれば、日本国の金融商品取引法に基づき公募されるものを含む。)であって、(c)( )韓国の資産流動化に関する法律(またはその他の類似の韓国法)に基づく流動化計画に従って発行された証券、( )一般的に資産担保証券とみなされ、その条項により一定の期間内に金銭となる受取債権その他の金融資産(確定およびリボルビング型の双方を含む。)の分離されたプールのキャッシュ・フローによって主として履行される証券もしくは証書、( )韓国の金融投資サービスおよび資本市場法(以下「FSCMA」という。)において定義されるデリバティブ連動証券または( )デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引および上場デリバティブ取引を含むが、これらに限られない。)、株式もしくは社債等の証券の貸借取引(相対個別取引を含むが、これに限られない。)、買戻条件付取引ならびにデリバティブ取引口座に関する当座貸越取引から生じる負債にはあたらないものをいう。

「本担保権」とは、抵当権、負担、質権、リーエンまたはその他の担保権をいい、いずれかの法域の法律において上記のいずれかに類似するものを含むが、これらに限られない。

「本子会社」とは、いずれか特定の時点において、発行会社および/または一つ以上のその本子会社によって、直接的もしくは間接的に支配されているか、またはその発行済株式資本(または同等のもの)の50%超が実質的に所有されている会社をいう。ただし、集団投資スキーム(FSCMAに定義される。)および/または資産流動化取引における特別目的会社は、国内または国外で設立されたかを問わず、本子会社とはならない。ここで会社が他者によって「支配」されているとは、その他者が(直接的または間接的かを問わず、また株式資本の所有か、議決権の保有か、契約またはその他によるかを問わず)当該会社の取締役会またはその他の統治機関の構成員の全部または過半数を選任および/または解任する権限を有していること、あるいはその他、当該会社の業務および方針を支配しているかまたは支配する権限を有していることを意味する。

本「財務上の特約」に基づき担保権が本社債に対して付される場合、発行会社は、本「財務上の特約」および適用法令に従い、本社債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続を行うか、または行わせしめる。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、発行会社は、かかる担保権が本「財務上の特約」および適用法令に従って本社債権者のために適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用(上記の公告に関する費用を含む。)は、これを発行会社の負担とする。

## 社債権者集会

- (1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社のために行為する財務代理人に対して財務代理人の本店において請求する場合(かかる本社債権者は財務代理人に対して保有証明書(下記「摘要 - 2 債務不履行事由」に定義する。)を提示しなければならない。)、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対して社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する(その時点で未償還の)本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対してその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対して保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関(下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。)

に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集會に出席させ、当該集會においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集會の決議は、当該集會に出席し、当該集會において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集會において決議すべき事項の決定について、社債権者集會の決議により指名および委任される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集會の決議により指名および授權される社債権者集會の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
- (d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集會において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集會に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集會において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集會の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集會の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集會の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。

- (4) 本「社債権者集會」に従って行われたまたは行われたものとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集會に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集會」において、発行会社、その持株会社、その本子会社またはかかる持株会社の他の本子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集會は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集會」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに合意する。発行会社に対するかかる訴訟または手続は、かかる訴訟または手続を審理する韓国法上の管轄裁判所においてもこれを提起することができる。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として T M I 総合法律事務所を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒106-6123 東京都港区六本木六丁目10番1号に所在のある T M I 総合法律事務所のその時々々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそ

れを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任のかかる権限ある受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面により通知し、その旨を本社債権者に対して速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

## 摘 要

### 1 信用格付

本社債について、発行会社は、2026年7月3日付で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA-の格付を取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」の右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

### 2 債務不履行事由

以下に掲げる一つまたは複数の事由の発生は、債務不履行事由（以下、本社債についてそれぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 不払い：いずれかの本社債に関する利息または元金の支払期日から（利息の場合は）14日間または（元金の場合は）7日間支払いがなされない場合。
- (b) その他の義務違反：発行会社が本社債における発行会社の一つまたは複数のその他の義務を履行または遵守せず、かつ、かかる懈怠が治癒不能かまたはいずれかの本社債権者により財務代理人の本店において発行会社に対してかかる懈怠についての書面による最初の通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）がなされた後30日以内に治癒されない場合。
- (c) クロス・デフォルト：（ ）借入れもしくは調達した金銭に関する発行会社の現在もしくは将来の本社債以外の負債が、現実のもしくは潜在的な不履行、不履行事由もしくは同種の事由（表現の如何を問わない。）を理由として、所定の期限前に期限の利益を喪失する（またはかような宣言が可能となる）場合、（ ）かかる負債が、その期限もしくは場合により当初適用される支払猶予期間内に支払われない場合、または（ ）発行会社が、借入れもしくは調達した金銭に関する現在もしくは将来の保証

もしくは補償において発行会社が支払うべきいずれかの金額をその期限内に支払わない場合。ただし、本(c)における上記の一つまたは複数の事由が発生した当該負債、保証および補償の総額が20,000,000米ドルまたはその相当額(本(c)を適用する日のいずれかの主要銀行による当該通貨の米ドルに対する仲値に基づく。)以上である場合に限る。

- (d) 支払不能：発行会社が、支払不能もしくは破産となりまたはその債務を支払うことができない場合、発行会社の全部または重要な部分の(または特定の種類の)債務の支払いを停止もしくは一時停止するか、またはその虞がある場合、当該債務のいずれかについて、関連する債権者との間でまたはかかる債権者のために一般譲渡、債務再編または和解を提案するかまたは行う場合、あるいは、発行会社の全部もしくは一部の(または特定の種類の)債務についてまたはかかる債務に影響を及ぼすようなモラトリアムが合意もしくは宣言されるかまたは発効する場合。
- (e) 清算：発行会社またはその本子会社の清算、解散または会社管理手続について管理人が任命されるか、命令がなされるか、または有効な決議が行われる場合、発行会社が自らについて清算または会社管理手続命令を申請しまたは申立てる場合、あるいは発行会社はその事業もしくは業務の全部もしくは実質的に全部の遂行を停止するか、またはその取締役会の正式な行為によって停止する虞を生じさせる場合。いずれの場合においても、特別決議により承認された条件による再建、合併、再編、吸収合併または新設合併を目的として、それらが事後に行われる場合はこの限りでない。
- (f) 違法性：いずれかの本社債における発行会社の一つまたは複数の義務の履行または遵守が発行会社にとって違法であるかまたは将来に違法となる場合。
- (g) 類似の事由：管轄権を有する法律に基づき、上記に掲げるいずれかの事由と類似の効果をもたらす事由が生じる場合。

いずれの債務不履行事由の場合も、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して、当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより(かかる通知に際しては、当該通知を行う本社債権者の保有証明書を添えなければならない。)、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、財務代理人が発行会社のためにかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒された場合を除き、当該本社債は、更なる措置または手続を講ずることなく直ちに当該本社債の金額の100%でその日(その日を含む。)までの経過利息を付して支払われる。

(x)上記(b)ないし(g)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(y)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生する事態が生じた場合、発行会社は、直ちに(ただし、上記(y)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに)、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生したか、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

### 3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日(以下「東京営業日」という。)ではない場合、本社債権者は翌東京営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける権利を有さず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対して当該受領がなされた旨および支払方法ならびに支払日を公告す

る。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債の元金および利息の一切の支払いは、韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらの域内において、課され、賦課され、徴収され、源泉徴収されまたは査定されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課を課されることなく、また源泉徴収または控除をもされることなく、行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要な場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が必要とされなかったならば本社債権者により受取られたであろう金額を本社債権者が受取る結果となるように追加額（以下「追加額」という。）を支払わなければならない。ただし、本社債に関して、当該本社債の単なる保有以外の韓国との関連を有するために当該本社債に関して当該税金、賦課金その他の公租公課を課される保有者に対する支払いまたはかかる保有者を代理する第三者に対する支払いの場合、追加額は支払われない。
- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集＜韓国投資証券株式会社第8回円貨社債（2026）＞」において、元金または利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

#### 7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

#### 8 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされるかまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、( )かかる判決または命令のために日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と( )かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額

を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

## 9 合併制限等

- (イ) 発行会社は、他の法人に吸収合併されず、他の法人と新設合併せず、また他の法人に発行会社の全部または実質的に全部の財産および資産の売却、譲渡、移転またはリースをしてはならない。ただし、以下のすべてを満たす場合、この限りでない。
- (a) 発行会社を吸収合併する法人、新設合併により設立される法人または発行会社の全部もしくは実質的に全部の財産および資産を売却、譲渡もしくは移転により取得するかもしくはかかる財産および資産をリースする法人（以下「承継法人」という。）が韓国の法律に基づき設立され存続する法人であり、かつ、承継法人が、法的作用による包括承継として自動的に、または場合により明示的に、発行会社、承継法人および財務代理人により締結される一つまたは複数の追補契約により、本社債すべてに関する元金および利息の適正かつ遅滞なき支払い、ならびに発行会社の本社債および財務代理契約上のすべての誓約および義務の適正かつ遅滞なき履行を引受ける場合。
- (b) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生直後に、債務不履行事由および時の経過もしくは通知の付与またはその双方により債務不履行事由となる事由が発生および継続しない場合。
- (c) 発行会社および承継法人が本「摘要 - 9 合併制限等」により企図された取引に必要な適用ある法律のすべての要件を遵守している場合。
- (d) 発行会社が、財務代理人に対して、かかる取引が上記(a)、(b)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる発行会社の適式に授權された役職員1名により署名された証明書、ならびにかかる取引が上記(a)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる韓国の独立の法律顧問の意見書を交付している場合。
- (ロ) 上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」に従ったかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースにより、かかる承継法人は、本社債権者の同意を得ることなく、また、本社債権者のためのいかなる手続も要することなく（ただし、疑義を避けるために付言すれば、上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」および下記「摘要 - 9 合併制限等 - (ハ)」に服するものとする。）、あたかも元来本社債の発行会社および財務代理契約に基づく発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社を代替し、発行会社の本社債および財務代理契約に基づくあらゆる権利および権能を行使することができ、かつ発行会社の本社債および財務代理契約に基づくすべての義務に服し、発行会社は、本社債および財務代理契約に基づく債務者としての義務から免責される。
- (ハ) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースが発行会社の株主に対してその決議または承認を得るために提案されるときより前に（ただし、実務上可能かつ適法である場合に限り。）、さらにかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生後に、発行会社または場合により承継法人は、速やかに財務代理人に書面によりその旨通知し、かつ速やかに本社債に基づく発行会社のすべての義務の承継法人による承継または引受けを含む関連事項を本社債権者に対して公告する。本「摘要 - 9 合併制限等」の手続に必要な一切の費用は、発行会社または場合により承継法人が負担する。
- 上記「摘要 - 9 合併制限等 - (イ)」の上記証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

## 10 韓国における課税

以下の概要は、本書の日付現在有効な韓国税法以外の法律について説明することを意図したものではない。以下の韓国の税務上の考慮事項の概要は、次のいずれにも該当しない場合における有価証券の保有者に適用される。

- ・ 韓国の居住者
- ・ 韓国税法に基づく韓国の会社

- ・ 関連する韓国源泉所得が帰属するかまたはかかる関連する韓国源泉所得が実質的に関連している恒久的な施設または固定的な拠点（韓国法の定義による。以下「恒久的施設」という。）を通じて韓国国内における取引または事業に従事している者

韓国の居住者ではない個人または外国法人（以下「非居住者」という。）に対する課税は、当該非居住者が、韓国国内に恒久的施設を有しているまたは取得しているか否かにより異なる。韓国国内に恒久的施設を有さず、また取得していない非居住者に対する課税については、以下に記載される。韓国国内に恒久的施設を有する非居住者に対する課税には、別の規則が適用される。

韓国の租税特例制限法（以下「租税特例制限法」という。）では、発行会社が韓国国外で発行し、非居住者が所有する外貨建債券（本社債を含む。）に係る利息および一定の手数料に対する個人所得税および法人税は免除される。韓国の税務当局は、韓国税法のもとでは、債券の償還に係る割増金は、一定の状況下では利息収入とみなされるべきであるとの公式見解を発表した。2012年1月1日以降に発行された外貨建債券については、租税特例制限法に基づき、かかる債券が韓国国外で発行されている場合に限り利息は非課税である。この文脈における「韓国国外で発行された外貨建債券」の用語は、租税特例制限法では定義されていない。しかし、税務当局による公権的解釈では、租税特例制限法に基づく「海外発行」とは、非居住者が債券投資家である場合の外貨建債券の発行に関して海外で行われる、投資報告書の提出および受領、支払手続き、投資推奨、公募、私募、公募による売付け、引受、債券の勧誘および契約の締結などの一連の行為と定義されている。

韓国税法のもとでは、韓国国内に恒久的施設を有しない非居住者による別の非居住者に対する債券（本社債を含む。）の譲渡（かかる非居住者の韓国国内の恒久的施設に対するものである場合を除く。）による収益は、韓国の課税対象とはならない。さらに、韓国国外で行われた外貨建債券（本社債を含む。）の譲渡により非居住者が得た収益も、かかる債券の発行が租税特例制限法上の海外発行とみなされる場合には、租税特例制限法に基づき現在は課税対象とならない。

将来の法律の変更により、租税特例制限法に定める免税が廃止された場合は、上記の利息の支払いおよび収益に韓国の源泉徴収税が課せられる可能性がある。韓国と日本の間の所得税の二重課税回避および脱税防止に関する条約（以下「日韓租税条約」という。）では、日本の居住者に対する発行会社による利払いおよび追加的な支払い（利息収入とみなされる場合。）には、10%（地方所得税を含む。）を上限とする税率で源泉徴収税が課せられる。有価証券の譲渡収益に関する免税条件が満たされなかった場合には、韓国の個人所得税法または法人税法により、実現手取金総額の11%（地方所得税を含む。）または譲渡収益の22%（地方所得税を含む。）（取得費用および取引に係る一定の直接費用の満足のいく証拠の提出を要する。）のいずれか低い方に相当する金額に対して、所得税が課せられる。また、日韓租税条約によれば、一定の条件を満たす場合、債券の譲渡収益に係る租税は、譲渡者が居住する国においてのみ課せられる。

非居住者である譲渡者は、租税条約に基づく免税を受けるために、譲渡代金の受領前に譲渡者の居住国の管轄税務当局により発行された居住に関する証明書を添付した免税申請書を、韓国源泉所得の支払者に対して提出しなければならない。税の免除額が10億ウォン以上の場合（外国投資スキームを通じて国内源泉所得が支払われる場合、またはその国内源泉所得の実質所有者が、該当する租税条約の署名国の政府、地方政府または中央銀行を含む、企画財政部が定める租税条約の他方当事国の政府組織である場合を除く。）、非居住者はさらに、( )その取締役会構成員の氏名および住所、( )その株主の個人情報および現在の保有株式、ならびに( )過去3年間にかかる非居住者の居住地国の管轄税務当局に提出された監査報告書、税務申告書または財務書類（明細書を含む。）を韓国語訳とともに提出しなければならない。ただし、韓国源泉所得が海外投資ピークルを通じて非居住者の売主に支払われる場合、韓国の税法では、海外投資ピークルに対し、実質所有者から免税申請書および当該韓国源泉所得の実質所有者であることを証明する書類（実質所有者の居住証明書を含む。）を受け取り、実質所有者一覧表および実質所有者から取得した免税申請書とともに、当該韓国源泉所得の支払者へ海外投資ピークル報告書を転送することを義務付けている。海外投資ピークルとは、投資勧誘により集めた資金を投資対象の取得、処分またはその他投資により運用し、かかる運用益を投資家に分配する、韓国国外で組成された組織を意味する。2020年1月1日以降、韓国の法人所得税法に基づき当該海外投資ピークルが実質所有者とみなされる場合、前述の申請書および当該海外投資ピークルの居住証明書とともに、各国における投資家一覧を含む海外投資ピークル報告書を提出することが義務付けられている。かかる申請書は関連書類とともに、譲渡代金の最初の支払日の翌月の9日までに管轄税務署に

提出しなければならない。ただし、かかる証明は、上記の租税特例制限法を含む韓国税法に基づく免除請求には不要である。

さらに、適用ある租税条約に基づき、非居住者が利子および譲渡収益などの一定の韓国源泉所得に係る、条約上の軽減税率の適用を受けるためには、韓国税法により、一定の例外が適用される場合を除き、かかる非居住者（またはその代理人）は、非居住者がかかる韓国源泉所得を受領する前に、かかる韓国源泉所得の支払者に対して条約上の軽減税率に係る届出書（居住者証明書およびその他の関連書類を含む。）を提出しなければならない。韓国源泉所得が海外投資ビークルを通じて非居住者に支払われる場合、一定の例外に服するものとして、かかる投資ビークルは、かかる投資ビークルの実質所有者である各非居住者から免税申請書および/または条約上の軽減税率に係る届出書を取得し、かかる韓国源泉所得の支払者に対して、実質所有者リストを含む海外投資ビークル報告書とともに、かかる申請・届出書を提出しなければならない。2020年1月1日以降、韓国の法人所得税法に基づき当該海外投資ビークルが実質所有者とみなされる場合、前述の申請書および当該海外投資ビークルの居住証明書とともに、各国における投資家一覧を含む海外投資ビークル報告書を提出することが義務付けられている。源泉徴収義務者は、申請書および関連書類を受領した後、当該所得の支払日の翌年の2月末日までに（または、事業の一時停止または永久閉鎖の場合は、当該停止または閉鎖が発生した月の2か月後の月の末日までに）、当該申請書（海外投資ビークルへの所得の支払いの場合は、該当する海外投資ビークル報告書も併せて）を管轄の地方税務署に提出しなければならない。

非居住者が提出する免税申請書および/または条約上の軽減税率に係る届出書は、提出後3年間有効であり、申請・届出書に記載された情報について何らかの重要な変更が発生した場合には、かかる変更を反映した申請・届出書を新たに提出しなければならない。

相続税は、相続の発生時に被相続人が韓国国内に居住しているか、または韓国国内に相続財産を有している場合に課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が韓国国内に居住している場合、または贈与により韓国国内に所在する財産を取得する場合に課せられる（ただし、受贈者が非居住者の場合であっても、贈与財産が韓国国外に所在する場合を含め、贈与者が受贈者の親族である居住者の場合、韓国の贈与税が課せられる。）。相続税および贈与税は、相続財産または贈与財産の価値が一定の上限を超えている場合に課せられ、その税率は、当該財産の価値および当事者の身分に応じて10%から50%となる。現在、韓国は相続税または贈与税について租税条約を締結していない。

韓国の相続税および贈与税を決定する際に、韓国において設立された法人が発行した債券は、その実際の所在地または所有者にかかわらず、韓国国内に所在する財産とみなされる。

債券の保有者は、韓国で作成された一定の文書に係る名目的金額の印紙税を除き、債券の発行に関連していかなる印紙税、発行税または登録税も韓国において課せられない。債券の譲渡に有価証券取引税は課せられない。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

## 11 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
360億円 (注)	1億2,600万円	358億7,400万円

(注) 韓国投資証券株式会社第6回円貨社債(2026)、韓国投資証券株式会社第7回円貨社債(2026)および韓国投資証券株式会社第8回円貨社債(2026)の発行総額の合計である。

### (2)【手取金の使途】

本社債の発行による手取金は、借入金の返済、期限到来の社債の償還および運転資本の補充を含む発行会社の一般事業目的のために充当される。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

- 発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに主幹事会社の名称が本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に記載される。
- 下記の文言が本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「韓国投資証券株式会社第6回円貨社債(2026)、韓国投資証券株式会社第7回円貨社債(2026)および韓国投資証券株式会社第8回円貨社債(2026)(以下「本社債」と総称します。)については、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しないなど一定の場合には、本社債の元利金の支払いを受取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要に応じて、各々の本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しません。」

「本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国においてまたは米国人に対してもしくは米国人の計算においてもしくは米国人の利益を目的として、募集または売付けされてはなりません。本項において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有します。」

「適用ある韓国の法律および規則により許容される場合を除き、本社債は、韓国内においてまたは韓国の居住者(韓国の外国為替取引法に定義されます。)に対して、その計算でもしくはその利益のために、直接または間接に、募集、売付けまたは交付されておらず、今後もされません。さらに、本社債の発行日後1年間、適用ある韓国の法律および規則により許容される場合を除き、本社債の保有者は、韓国内においてまたは韓国の居住者に対して、直接または間接に、本社債を募集し、交付または売付けてはなりません。」

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）  
2026年6月12日に関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項なし

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2026年6月26日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その後の訂正を含む。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書（その後の訂正を含む。）の提出日以後、本発行登録追補書類の提出日までの間において、重大な変更その他の事由は生じていない。

また、本発行登録追補書類の提出日現在、参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その後の訂正を含む。）に記載されている将来に関する事項についての発行会社の判断に変更はなく、本発行登録追補書類において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

## 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし